○三宝荘居宅介護支援事業所運営規程

平成１１年９月３０日

規程第１号

改正　平成12年3月31日　規程第11号

平成14年3月26日　規程第1号

平成18年2月24日　規程第5号

平成20年3月31日　規程第6号

平成24年4月1日　 告示第6号

平成26年7月2日　 告示第3号

平成27年6月1日　 告示第4号

平成30年4月6日　 告示第8号

令和2年2月27日　 告示第3号

（事業の目的）

第１条　香南香美老人ホーム組合が設置する三宝荘居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）は、介護保険法の理念に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を遂行するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては次の事項に努めるものとする。

（１）　利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮すること。

（２）　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効果的に提供されるように配慮すること。

（３）　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち利用者に提供されるサービス等が、特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正、中立に行うこと。

２　事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業所及び介護保険施設等との連携に努めるものとする。

（事業所の名称）

第３条　事業を行なう事業所の名称及び所在地並びに実施主体は、次のとおりとする。

名称 三宝荘居宅介護支援事業所

所在地 高知県香南市野市町母代寺１８８番地

実施主体 香南香美老人ホーム組合

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）　管理者　　　　１人

管理者は主任介護支援専門員であって、事業所を代表し、運営及び管理の任に当たる。

（２）　主任及び副主任（必要に応じて置く。）

主任及び副主任は、管理者及び上司の命を受け、専門的事務及び技術に従事し、当該業務に従事する職員を指揮監督する。

（３）　介護支援専門員　　　　１人以上

ア　利用者３５人又はその端数を増すごとに１人を基準とする。

イ　介護支援専門員は、居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）　営業日　　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号。以下「祝日法」という。）に規定する休日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの日（祝日法による休日は除く。）は除く。

（２）　営業時間　　午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

（３）　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供方法）

第６条　事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

２　事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第２条に規定する運営の方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

３　事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第７条　事業所は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な指定居宅介護支援の提供が困難であると認めた場合には、他の指定居宅介護支援事業者を紹介するなど、必要な措置を講ずる。

第８条　事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の有無、要介護認定等の有効期間を確認する。

第９条　事業所は、被保険者の要介護認定に係る申請に関しては、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行なう。

２　事業所は、指定居宅介護支援の提供に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。

３　事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の１箇月前には行われるよう、必要な援助をする。

第１０条　管理者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時や、利用者やその家族から求められたときは、これを提示する旨を指導する。

第１１条　利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他利用者からの申し出があった場合には、その利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付する。

（指定居宅介護支援の内容）

第１２条　管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

２　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者又は家族に提供して、利用者にサービスの選択を求める。

３　介護支援専門員は、通常、事業所内の相談室で利用者の相談を受ける。

４　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、居宅サービス計画ガイドラインに基づく課題分析票を用いて、有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス、置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

５　介護支援専門員は、前項に定める課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行なう。この際、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。

６　介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者が抱える解決すべき課題に基づき、当該地域における介護給付の対象の指定居宅サービス等の提供体制を勘案して、提供すべきサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

７　介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（以下「サービス担当者会議」という。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合のその他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

８　サービス担当者会議は、通常、利用者宅で開催し、困難な場合は、事業所内の会議室で開催する。

９　介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービスが、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者に対して説明し、文書により同意を得る。

１０　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後も、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行う。これを通じて、居宅サービス計画の実施状況や利用者の課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

１１　介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

１２　介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

１３　介護支援専門員は、前項の把握を行うため、指定居宅サービス等の提供開始後、１箇月に１回以上、利用者の居宅を訪問する。

１４　介護支援専門員は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合、又は利用者が介護保険施設等への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行う。

１５　介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

１６　介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求める。

１７　前項の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

１８　介護支援専門員は、医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限り、訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを居宅サービス計画に位置づける。また、医療サービス以外の指定居宅サービス等を居宅サービス計画に位置づける際、主治の医師等の医学的観点からみた留意事項が示されている場合には、それを尊重する。

１９　介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、介護保険法第７３条第２項に規定する認定審査会の意見、又は同法第３７条第１項の規定による指定に係る居宅サービスの種類が記載されている場合は、利用者にその旨（同法第３７条第１項の規定による指定に係る居宅サービスの指定については、変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に添って居宅サービス計画を作成する。

２０　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的にサービス利用が行われるようにする。

２１　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付の対象となるサービス以外にも、保健医療サービスや福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も勘案して、居宅サービス計画上に位置づけるよう努める。

２２　指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行う。

（利用料等）

第１３条　居宅介護サービス計画の作成等を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１４条　通常の事業の実施地域は、香南市とする。

（その他運営についての留意事項）

第１５条　事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を、次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

（１）　新任研修　　随時

（２）　継続研修　　年２回以上

（３）　その他必要な研修　　随時

２　職員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

３　前項の規定は、職員でなくなった後においても同様とする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する必要な事項は、管理者が定めるものとする。

附　則

この規程は、平成１１年１０月１日から施行する。

附　則（平成１２年３月３１日規程第１１号）

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１４年３月２６日規程第１号）

この規程は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年２月２４日規程第５号）

この規程は、平成１８年３月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月３１日規程第６号）

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年４月１日告示第６号）

この告示は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年７月２日告示第３号）

この告示は、平成２６年７月２日から施行し、平成２２年４月１日より適用する。

附　則（平成２７年６月１日告示第４号）

この告示は、平成２７年６月１日から施行する。

附　則（平成３０年４月６日告示第８号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の三宝荘居宅介護支援事業所運営規程の規定は、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（令和２年２月２７日告示第３号）

この告示は、公表の日から施行する。